

情基砂 第1-3号

高知県土砂災害監視システム改修委託業務

入札説明書

高 知 県

情基砂 第1-3号 高知県土砂災害監視システム改修委託業務の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 委託に付する業務

- (1) 業務の名称 情基砂 第1-3号
高知県土砂災害監視システム改修委託業務
- (2) 業務の仕様 「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月25日まで

2 担当部署

- (1) 入札関係
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部技術管理課
電話番号 088-823-9813
- (2) 委託業務仕様関係
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部防災砂防課
電話番号 088-823-9845

3 入札に参加する者に必要な資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県が行う物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 国または地方公共団体において、平成28年度以降に当該業務に類するシステムの構築又は改修業務等について、受注し業務遂行の実績を有すること。
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和8年6月15日（月）午後5時までに、2の(2)の場所（防災砂防課）まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な箇所があって、県から補正又は説明を求められた場合、令和8年6月19日（金）午後5時までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 一般競争入札参加申請書
様式は別添2「一般競争入札参加申請書」のとおり
- (2) 受託業務資料

3の(4)に規定した入札参加資格要件を確認するために、これを証する契約の相手方、契約期間、業務内容及び契約金額を確認できる実績表（別添2-1）及びその確認資料を添付すること。

(3) 補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年6月30日（火）午前10時00分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年6月29日（月）午後4時までに2の(1)の場所（技術管理課）に必着すること。

(2) 入札及び開札の場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 7階会議室

(3) 入札書の記載内容等（別添3「入札書・委任状様式（記載例含む。）」参照。）

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

エ 入札金額

入札金額は、業務に係る全ての費用を含んだ金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

オ 入札件名

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

(1)の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

イ 郵送の場合・・・別記「郵便（書留に限る）により提出する場合の表示方法例」参照

(ア) 入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に提出先の宛名（高知県土木部技術管理課）、入札者氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、開札日及び入札件名（「情基砂 第1-3号 高知県土砂災害監視システム改修委託業務」）を朱書きのうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんすること。なお、書留により、令和8年6月29日（月）午後4時までに2の(1)に必着のこと。

(5) 質疑提出期限

質疑提出の最終期限は令和8年6月16日（火）午後5時までとし、回答期限は令和8年6月19日（金）とする。

質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関（技術管理課）契約担当に伝えること。

(6) 質疑の提出先

下記メールアドレスあてに送付すること。

ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

(7) その他入札に関する事項

別添4「物品購入等一般競争入札心得」による。

6 入札保証金

入札参加者は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上の額を入札保証金として納付するものとする。ただし、規則第10条の規定に該当する場合（この公告の日から過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との間において種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときなどをいう。）は、当該入札保証金の納付を免除する。

7 契約保証金

契約を締結する者は、規則第39条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付するものとする。ただし、契約を締結する者が規則第40条に該当する場合（この公告の日から過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との間において種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないおそれがないと認められるときなどをいう。）は、当該契約保証金の納付を免除する。

8 契約書の作成

要

9 契約条項

別添5「電算処理委託契約書」のとおりとする。

10 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

11 その他

(1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(2) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。